

# 石川県公報

令和5年3月28日

第13594号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部改正 (環境政策課)	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	4
○石川県資源管理方針の一部変更 (水産課)	2	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	4
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表 について(くろまぐる(小型魚)、くろまぐる(大型 魚)及びするめいか) (同)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	5
○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課)	3	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	4	○公共測量終了公告 (監理課)	6
○県道の供用の開始 (同)	4		
		公安委員会	
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	6
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	6

## 告 示

### 石川県告示第113号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農 薬 の 成 分 名		指導指針値(mg/l)
殺虫剤	チオジカルブ	0.027
	トリクロロホン又はDEP	0.0011
殺菌剤	イプロジオン	1.8
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム又はチラム	0.1
	チオファネートメチル	1
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	1
	ベノミル	0.2
除草剤	イマズスルフロン	2
	シクロスルフアムロン	0.035
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩	0.051(MCPAとして)

備考 排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、指導指針値に1/10を乗じて得た値とする。

## 石川県告示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

変更した箇所	変 更 後 の 内 容
第1 1 漁業の状況	本県の海面漁業は、令和2年の生産量で約5.3万トン、生産額は約153億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約2.4千人であり、能登地方をはじめとする本県の多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
(別紙1-3 まいわし 対馬暖流系群) 第2 1(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
(別紙1-3 まいわし 対馬暖流系群) 第2 2(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
(別紙1-4 くらまぐろ（小型魚）) 第2 1(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
(別紙1-4 くらまぐろ（小型魚）) 第2 2(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
(別紙1-5 くらまぐろ（大型魚）) 第2 1(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
(別紙1-5 くらまぐろ（大型魚）) 第2 2(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
(別紙1-8 ずわいがに日本海系群A海域) 第2 1(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 石川県告示第115号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、くらまぐろ（小型魚）、くらまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和5管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
75.8トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	67.8トン
石川県漁船漁業	6.0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
41.8トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	35.8トン
石川県漁船漁業	2.0トン

第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

石川県告示第116号

石川県建設工事標準請負契約約款(平成8年石川県告示第145号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

第29条第1項中「建設機械器具」の次に「(以下この条において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「額に限る」を「損害の額に限る」に、「第6項において」を「以下この条において」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第29条第6項中「として」を「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として」に改める。

第43条の2第11号ア中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「役員又は」を「役員、」に、「支店若しくは」を「支店又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「自己」を「自己」に、「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、その次に次のように加える。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

第43条の2第11号オ中「暴力団又は」を「暴力団又は」に改める。

## 石川県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。  
なお、その関係図面は、令和5年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
高屋出田線	珠洲市若山町出田五参部38番1地先から 珠洲市若山町出田五参部40番1地先まで	旧	5.25~12.68 115.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	5.25~25.16 115.1	
深谷中浜線	羽咋郡志賀町鹿頭ケ93番1地先から 羽咋郡志賀町鹿頭ケ93番1地先まで	旧	11.70~16.25 60.0	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	13.80~18.25 60.0	

## 石川県告示第118号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和5年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
高屋出田線	珠洲市若山町出田五参部38番1地先から 珠洲市若山町出田五参部40番1地先まで	令和5年3月28日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
津幡町	津幡都市計画下水道事業津幡町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和56年3月10日から 令和9年3月31日まで

## 公 告

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

## 手取川宮竹用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	善田 晋作	能美市岩内町又10番地	令和5年1月13日
〃	宮西 健吉	小松市松梨町乙55番地	〃
〃	北野 哲	能美市中ノ江町イ73番地	〃
〃	亀田 保	能美市新保町チ17番地	〃
〃	土定 徳好	小松市長崎町ホ452番地	〃
〃	石浦 義守	能美市牛島町ロ261番地	〃
〃	宮越 政能	小松市河田町ク119番地	〃
〃	北村 進二	小松市千代町い234番地	〃
監事	南 康博	能美市下開発町ア65番地	〃
〃	村本 登代二	能美市徳久町ナ38番地	〃
〃	高橋 幸兵	小松市高堂町ト187番地	〃
〃	西出 良弘	能美市徳山町160番地	〃

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

## 手取川宮竹用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	宮西 健吉	小松市松梨町乙55番地	令和5年2月1日
〃	北野 哲	能美市中ノ江町イ73番地	〃
〃	石浦 義守	能美市牛島町ロ261番地	〃
〃	土定 徳好	小松市長崎町ホ452番地	〃
〃	宮越 政能	小松市河田町ク119番地	〃
〃	北村 進二	小松市千代町い234番地	〃
〃	北野 賢一	能美市秋常町ト162番地	〃
〃	善田 善彦	能美市岩内町又8番地1	〃
監事	岡元 豊	能美市福岡町ロ124番地1	〃
〃	田甫 一盛	能美市三ツ屋町イ43番地	〃
〃	川田 孝徳	小松市一針町レ59番地	〃
〃	谷 真良	能美市湯谷町乙63番地	〃

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年3月29日から同年4月26日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
北袋地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月28日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	令和4年11月30日から 令和5年2月28日まで	金沢市石引一丁目、同所三丁目、金沢市小立野二丁目、同所四丁目及び同所五丁目の各一部

## 公安委員会

## 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月28日

石川県金沢中警察署長  
警視正 南 野 広 明

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

## (2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田五丁目2番地3

## 2 確認事務を行う区域及び期間

## (1) 区域

石川県金沢中警察署の管轄区域

## (2) 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月28日

石川県金沢東警察署長  
警視 中 村 俊 也

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

## (2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田五丁目2番地3

## 2 確認事務を行う区域及び期間

## (1) 区域

石川県金沢東警察署の管轄区域

(2) 期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

